

第1章「三重県地域づくり推進条例」第4条に基づく仕組みについて

「三重県地域づくり推進条例」第4条第1項で規定された、地域づくりの仕組みとして、以下の2つを2009年（平成21年）4月から位置づけています。（次ページ参照）

1 「県と市町が連携・協働し、地域づくりの基盤を整備する仕組み」

地域づくりの推進に取り組むにあたっては、県とこれまでに各地域において地域づくりを進めている市町との連携を一層強化することが重要です。

そのため、県と市町の共管組織として設置した「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」を条例に基づく仕組みとして位置づけ、連携・協働して地域づくりの基盤整備に向けた取組を進めています。

2 「多様な主体が参画し、地域づくりの実践・展開を支援する仕組み」

多様な主体による地域づくりが推進されるためには、住民の自発的な活動を活性化するとともに、地域の資源や特性など、多面的な価値の磨き上げを行っていくことが重要です。

そのため、県と多様な主体が連携して活動する「^{うま}美し国おこし・三重」の取組を条例に基づく仕組みとして位置づけ、地域づくりの実践・展開を支援することにより、自立・持続可能な地域づくりをめざした取組を進めています。

「県と市町の連携・協議」と「美し国おこし・三重」の仕組み(三重県地域づくり推進条例に基づく仕組み)

